

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年12月27日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年11月11日午前11時頃、日立市□□□町□丁目□□番□□号□□□□氏宅の敷地内において、市有車が同氏の所有する住宅の縦樋といに接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金25,300円